

「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討会」開催要綱

(目的)

第1条 容量千キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所における流出事故のほとんどは、昭和52年以前に設置された屋外タンク貯蔵所（以下、「旧法屋外タンク貯蔵所」という。）で発生している。大規模流出に至るおそれが高い底部流出事故を防止するため、事故の発生要因に対してどのような評価手法があるか調査し、その有効性について検討を行う必要があることから、旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

(調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 底部板厚の腐食量に関する事項
- (2) 保安検査の検査周期のあり方に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成26年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 検討会に係る事務局を、消防庁危険物保安室に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成25年4月24日から実施する。